（削る）

（予防接種済証の様式）

第四条　定期の予防接種を行った者は、当該定期の予防接種を受けた者に対して、予防接種済証（様式第一号）を交付するものとする。

２　臨時の予防接種を行った者は、当該臨時の予防接種を受けた者に対して、その求めの有無にかかわらず、予防接種済証（様式第二号）を交付するものとし、当該臨時の予防接種を受けた者であって、海外渡航その他の事情を有するものから求めがあったときは、予防接種済証（様式第二号）のほかに、予防接種済証（様式第三号）を交付することができる。

３　前二項の規定は、法第九条の三後段の場合について準用する。この場合において、第一項中「定期の予防接種を行った者」とあるのは「定期の予防接種に相当する予防接種を行った者又は当該定期の予防接種に相当する予防接種に関する証明書の提出を受けた者又はその内容を記録した電磁的記録（電磁的方式（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式をいう。）で作られる記録をいう。）の提供を受けた者」と、「定期の予防接種を受けた者」とあるのは「定期の予防接種に相当する予防接種を受けた者」と、第二項中「臨時の予防接種を行った者」とあるのは「臨時の予防接種に相当する予防接種を受けた者又は当該臨時の予防接種に相当する予防接種を行った者から当該臨時の予防接種に相当する予防接種に関する証明書の提出を受けた者又はその内容を記録した電磁的記録の提供を受けた者」と、「臨時の予防接種を受けた者」とあるのは「臨時の予防接種に相当する予防接種を受けた者」とする。

４　母子保健法（昭和四十年法律第百四十一号）第十六条第一項の規定により交付された母子健康手帳に係る乳児又は幼児については、第一項の規定による予防接種済証（様式第一号）又は第二項の規定による予防接種済証（様式第二号）の交付に代えて、母子健康手帳に証明すべき事項を記載するものとする。

（厚生労働大臣への報告）

第六条　法第十二条第一項の規定による報告は、次の各号に掲げる事項について速やかに行うものとする。

一　予防接種を受けた者の氏名、性別、生年月日、接種時の年齢及び住所

二　（略）

三　第一号に掲げる者が報告に係る予防接種を受けた期日及び場所

四～六　（略）

（独立行政法人医薬品医療機器総合機構への報告）

第七条の二　法第十四条第三項の規定による報告は、次の各号に掲げる事項について速やかに行うものとする。

一　予防接種を受けた者の氏名、性別、生年月日、接種時の年齢及び住所

二　（略）

（市町村長の報告）

第三条　令第七条の規定による報告は、予防接種を受けた者の数を、疾病別並びに定期臨時の別及び定期についてはその定期別に計算して行うものとする。

（予防接種済証の様式）

第四条　法第五条第一項又は法第六条第一項若しくは第三項の規定による予防接種を行った者は、予防接種を受けた者に対して、予防接種済証を交付するものとする。

２　前項の予防接種済証の様式は、次の各号に掲げる予防接種の種類に従い、それぞれ当該各号に定める様式とする。

一　法第五条第一項の規定による予防接種　様式第一

二　法第六条第一項又は第三項の規定による予防接種　様式第二

（新設）

３　母子保健法（昭和四十年法律第百四十一号）第十六条第一項の規定により交付された母子健康手帳に係る乳児又は幼児については、前二項に規定する予防接種済証の交付に代えて、母子健康手帳に証明すべき事項を記載するものとする。

（厚生労働大臣への報告）

第六条　法第十二条第一項の規定による報告は、次の各号に掲げる事項について速やかに行うものとする。

一　被接種者の氏名、性別、生年月日、接種時の年齢及び住所

二　（略）

三　被接種者が報告に係る予防接種を受けた期日及び場所

四～六　（略）

（独立行政法人医薬品医療機器総合機構への報告）

第七条の二　法第十四条第三項の規定による報告は、次の各号に掲げる事項について速やかに行うものとする。

一　被接種者の氏名、性別、生年月日、接種時の年齢及び住所

二　（略）